

被災者支援情報

被災した皆さんの災害復旧に役立てていただくため、「被災者支援情報」の主な内容を取りまとめましたので、ご活用ください。

住家の被害程度を証明 罹災・被災証明書を発行

罹災証明書

風水害、地震などで被災した住家の被害程度を証明するものです。全壊、大規模半壊、半壊、一部破損などの区分で被害の程度を証明します。※市の職員が現地確認をするため、期間を要する場合があります。

【使用例】被災者支援制度の申請、損害保険の請求など
【被災証明書】住家以外の家屋や土地、塀、門扉などの付帯物、備品、家具、動産(車ほか)などに被害を受けた事実を証明します。必要書類が整っていれば即日交付可能です。

【使用例】損害保険の請求、勤務先への被災証明など
【証明書の発行に必要なもの】
【罹災証明書】罹災証明申請

罹災証明書の判定が住居の半壊または全壊である場合④住居全体が滅失もしくは流失した場合

所得制限	
世帯員数	前年の総所得額の合計額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人ごとに30万円を加算

※世帯員の市民税における前年の総所得額の合計が、上記の合計額を上回る場合は、対象になりません

【償還期間】10年(据え置き期間3年、返済期間7年)
【償還方法】年賦、半年賦、月賦のいずれか

【利率】▼保証人有り⇒無利子
▼保証人無し⇒年1.5%
【申請に必要なもの】災害援護資金借入申込書、所得等調査同意書、罹災証明書

※必要に応じて診断書などの提出が必要な場合があります
【申請期限】令和2年1月31日(金)

障害福祉サービス利用料を猶予

被災した人が障害福祉サービスを利用した場合の負担金を猶予します
【対象者】①罹災証明書により

書、罹災届出書

【被災証明書】被災証明願

【共通事項】被害が分かる写真※各証明書の発行申請書、証明願は市公式ホームページからダウンロードするか、事務課または各総合支所市民課で配布しています。※世帯員以外が申請する場合は委任状が必要です。

【申請場所】事務課または各総合支所市民課
【問い合わせ】総務部税務課(固定資産税係)
☎0220(22)2163

固定資産税を減免

被害状況により、被害を受けた物件の税額のうち、固定資産税4期分を減免します。【対象者】所有する固定資産が、次のような損害を受けた人▼土地⇒宅地、農地が土砂

全壊、大規模半壊または半壊と判定された人②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合③主たる生計維持者が行方不明の場合④主たる生計維持者が業務を廃止または休止した場合⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い場合

※受給証が無くても利用可能
【被災者生活再建支援金】住家の被害程度と再建方法に応じ、支援金を支給します

【対象者】①住家が全壊、大規模半壊した世帯②半壊し、やむを得ず住家を解体した世帯
【申請に必要なもの】対象者に通知します。支給額、申請方法など、詳細は問い合わせください

【申し込み・問い合わせ】▼福祉事務所生活福祉課(福祉総務係・障害福祉係)
☎0220(58)5552
▼各総合支所市民課

【生活福祉資金】低所得世帯や障がい者、高齢者が同居する世帯に対し、資金を貸し付けます

【対象者】被災した低所得世帯、障がい、高齢者がいる世帯で、災害援護資金制度に該当しない世帯
※自動車の水没などによる修理、買い換えも対象です

の堆積、流出、陥没などにより土地本来の効用を果たせなくなったとき(冠水のみの場合対象となりません)▼家は当該家屋が半壊以上の損害を受けたとき▼償却資産⇒当該償却資産の価格の10分の2以上の価値を減じたとき

※申請には罹災証明書または被災証明書が必要です。詳細は問い合わせください

【問い合わせ】総務部税務課(固定資産税係)
☎0220(22)2163

水道料金・水道使用料を減免

床上、床下浸水の被害を受けた人を対象に、家屋の洗浄などのため、通常の月より多く使用した水量について、使用料金を減免します。対象者には、11月下旬に減免申請の通知を送付します。で、手続きください。

※減免の対象など、不明な点は、問い合わせください
【問い合わせ】水道事業所水道管理課(業務係)
☎0220(52)3311
▼建設部下水道課(事業管理係)
☎0220(34)2359

【限度額】150万円
【利率】▼保証人有り⇒無利子
▼保証人無し⇒年1.5%
【返済期間】7年以内(据え置き期間は貸付後6カ月以内)

【申請に必要なもの】罹災証明書、被災証明書、現況が分かる書類や写真、見積書など
【緊急小口資金の特例貸付】災害により被害を受け、当面の生活費を必要とする世帯に対し、小口資金を貸し付けする制度です

【対象者】被害を受けた人で、当面の生活費を必要とする世帯
※連帯保証人不要
【限度額】10万円(特に必要と認められる場合は20万円)
【利率】無利子
【返済期間】3年以内(据え置き期間は貸付後1年以内)

【申請期間】当面の間
※詳細は問い合わせください
【申請に必要なもの】罹災証明書、被災証明書など

【生活安定資金】低所得世帯に対し、無利子で資金を貸し付けます
【対象者】低所得者で、1年以上市内に居住する世帯
※連帯保証人必要
【限度額】5万円
【利率】無利子、無担保
【返済期間】1年以内(猶予期間2カ月を含む)

【返還期間】1年以内(猶予期間2カ月を含む)

保育料・一時保育利用料を減免

【減免期間】被災した月の翌月から1年以内
【申請期限】令和2年1月31日(金)まで

対象者および減免割合		減免割合
対象者	住宅が全壊	全額
	住宅が大規模半壊	
	住宅が半壊	2分の1
所有または居住する住宅が罹災証明書により、全壊・大規模半壊または半壊と判定された世帯の保護者		状況により支援内容が異なりますので、問い合わせください
生計維持者の死亡、長期入院などにより著しい収入減があった世帯の保護者		

【申請に必要なもの】利用者負担額減免申請書(保育料減免の場合)、一時保育利用料減免申請書(一時保育利用料減免の場合)、罹災証明書(写し可)、印鑑、離職証明書など
【申請書提出先】最寄りの総合支所市民課に申請ください
【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(子ども保育係)

【申請に必要なもの】罹災証明書、被災証明書など
【申し込み・問い合わせ】▼登米市社会福祉協議会
☎0220(21)6310
▼各登米市社会福祉協議会支所

応急仮設住宅、住宅の応急修理制度

【応急仮設住宅制度】自らの住居に居住できない人に2年間まで応急仮設住宅を提供します

【対象】罹災証明書で全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた人で、住居に居住することができない人
※住宅の応急修理制度と併用はできません
※光熱水費、駐車場代は入居者負担です

【応急修理制度】被災し、自らの資力では修理できない人を対象に、一定の範囲内で応急修理をします
【対象】罹災証明書で全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊(半壊)の判定を受け、住宅を修理すれば居住が可能になり、避難しなくて済む場合で資力が十分でない世帯
※応急仮設住宅制度と併用はできません

【返済期間】1年以内(猶予期間2カ月を含む)

復旧資金貸し付けなど 生活福祉支援制度

☎0220(58)5562
【災害援護資金】被害程度に応じ、災害援護資金を貸し付けます

区分	貸付限度額	
	世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	世帯主に1カ月以上の負傷がない場合
世帯主の負傷のみ	150万円	350万円
家財損害が3分の1以上	250万円	150万円
住居が半壊した場合	270万円	170万円
住居が全壊した場合	350万円	250万円
住居が滅失、流失した場合	350万円	350万円

【対象】災害により次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主①世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1カ月以上の場合②家財の被害金額が、その家財価格のおおむね3分の1以上の損害である場合③

※この支援制度は、補助金等を給付するものではありません
※すでに工事が始まっているも、支払いまで至っていない場合は対象になることがありますのでご相談ください
【修理例】屋根、柱、床組、外壁、基礎、ドア、窓などの開口部、上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理
【限度額】▼半壊以上⇒59万5千円▼準半壊⇒30万円
【申込方法】建設部管轄課(中田庁舎2階)へ事前に相談の上、備え付けの申込書に必要事項を記載し、必要書類(罹災証明書など)を添えて申請してください

【問い合わせ】建設部管轄課(管轄係)
☎0220(34)2446

NHK放送 受信料を免除

【対象】市内の半壊または床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約
※免除には「放送受信料免除申請書」が必要です。配布方法など詳細は問い合わせください
【免除対象期間】10、11月分
【問い合わせ】仙台拠点放送局 営業推進部(みやぎ営業)
☎022(211)1042